

陳情第 43 号

無年金・低年金者への基礎年金

国庫負担分 3 万 3 千円の支給を求めることについて

要 旨

「最低保障年金制度」の創設を急がなければならないが、高齢者の生活実態は深刻であり、その実現を待てない状況にある。それまでの救済策として、基礎年金国庫負担分である 3 万 3 千円相当額を、無年金や 3 万 3 千円に満たない低年金者に支給する措置を求める。

理 由

4 月から年金が 0.4%引き下げられました。年金はここ 10 年以上、たびたびの引き下げはあっても、引き上げられたことはありません。しかもこの間、年金に対する課税は強められ、医療・介護保険料が上がり続けています。高齢者の生活費の大部分を占める光熱水道費や食料費、健康保険料などは高くなっています。低年金の高齢者の生活は深刻です。

最低保障年金制度の創設は急がなければなりません。高齢者の生活実態は、その実現を待てない状況です。

以上の趣旨をご理解いただき、関係機関に対し、下記についての意見書を採択し、送付されますよう陳情いたします。

陳情項目

1. 「最低保障年金制度」実現までの救済策として、基礎年金国庫負担分である 3 万 3 千円相当額を、無年金や 3 万 3 千円に満たない低年金者に支給する措置を求める。

平成 23 年 11 月 16 日

陳 情 者 大仙市大曲住吉町 3-42

全日本年金者組合秋田県本部大曲支部

執行委員長 石 渡 志 夫

大仙市議会議長 鎌 田 正 様